

平成21年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その5)

区 分	件 名	概 要																																
<p>その他議案 (2件) 健康福祉部</p>	<p>【1】 公立大学法人三重県立看護大学が徴収する料金の上限の認可について</p>	<p>地方独立行政法人法第二十三条の規定に基づき、公立大学法人三重県立看護大学が、その業務に関して徴収する料金の上限を認可するため、議決を経るものである。</p> <p>(主な内容)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">入学 検定料</td> <td>学生</td> <td>学部 17,000 大学院 30,000</td> </tr> <tr> <td>科目等履修生</td> <td>学部、大学院 9,800</td> </tr> <tr> <td>研究生</td> <td>学部、大学院 9,800</td> </tr> <tr> <td>入学料</td> <td>学生 県内者 学部、大学院 188,000 県外者 学部、大学院 376,000 科目等履修生 学部、大学院 28,200 研究生 学部、大学院 84,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">授業料</td> <td>学生</td> <td>学部、大学院 年額 535,800</td> </tr> <tr> <td>科目等履修生</td> <td>学部、大学院 一単位につき 14,800</td> </tr> <tr> <td>特別聴講学生</td> <td>学部、大学院 一単位につき 14,800</td> </tr> <tr> <td>研究生</td> <td>学部、大学院 月額 29,700</td> </tr> <tr> <td colspan="2">証明書交付手数料</td> <td>一通につき 200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公開講座講習料</td> <td>1 講座あたりの時間数が5時間以下の場合</td> <td>5,200</td> </tr> <tr> <td>1 講座あたりの時間数が5時間を超える場合、5時間ごと(5時間に満たないものについては5時間とする)に右の金額を加算する</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2"> <p>県内者とは、入学の日の1年前から引き続き三重県内に住所を有する者又は入学の日の1年前から引き続き三重県内に配偶者又は一親等の親族が住所を有する者をいう。 県外者とは、県内者以外の者をいう。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分		金額(円)	入学 検定料	学生	学部 17,000 大学院 30,000	科目等履修生	学部、大学院 9,800	研究生	学部、大学院 9,800	入学料	学生 県内者 学部、大学院 188,000 県外者 学部、大学院 376,000 科目等履修生 学部、大学院 28,200 研究生 学部、大学院 84,600	授業料	学生	学部、大学院 年額 535,800	科目等履修生	学部、大学院 一単位につき 14,800	特別聴講学生	学部、大学院 一単位につき 14,800	研究生	学部、大学院 月額 29,700	証明書交付手数料		一通につき 200	公開講座講習料	1 講座あたりの時間数が5時間以下の場合	5,200	1 講座あたりの時間数が5時間を超える場合、5時間ごと(5時間に満たないものについては5時間とする)に右の金額を加算する	1,000	備考	<p>県内者とは、入学の日の1年前から引き続き三重県内に住所を有する者又は入学の日の1年前から引き続き三重県内に配偶者又は一親等の親族が住所を有する者をいう。 県外者とは、県内者以外の者をいう。</p>	
区分		金額(円)																																
入学 検定料	学生	学部 17,000 大学院 30,000																																
	科目等履修生	学部、大学院 9,800																																
	研究生	学部、大学院 9,800																																
	入学料	学生 県内者 学部、大学院 188,000 県外者 学部、大学院 376,000 科目等履修生 学部、大学院 28,200 研究生 学部、大学院 84,600																																
授業料	学生	学部、大学院 年額 535,800																																
	科目等履修生	学部、大学院 一単位につき 14,800																																
	特別聴講学生	学部、大学院 一単位につき 14,800																																
	研究生	学部、大学院 月額 29,700																																
証明書交付手数料		一通につき 200																																
公開講座講習料	1 講座あたりの時間数が5時間以下の場合	5,200																																
	1 講座あたりの時間数が5時間を超える場合、5時間ごと(5時間に満たないものについては5時間とする)に右の金額を加算する	1,000																																
備考	<p>県内者とは、入学の日の1年前から引き続き三重県内に住所を有する者又は入学の日の1年前から引き続き三重県内に配偶者又は一親等の親族が住所を有する者をいう。 県外者とは、県内者以外の者をいう。</p>																																	
<p>参 考</p> <p>地方独立行政法人法 (料金) 第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。</p> <p>入学検定料、入学料、授業料、証明書交付手数料は、法人化前と同額です。 入学料の県内者、県外者の区分の考え方についても、従来から同じです。 公開講座講習料は、法人化に伴い、新たに料金を設定するものです。 なお、講習料は、開催経費等に応じて公開講座ごとに定めます。 公開講座講習料は、国立大学法人や他の公立大学法人の料金を参考に設定しています。</p>																																		

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	<p>【 2 】 公立大学法人三重県立看護 大学中期目標について</p>	<p>地方独立行政法人法第二十五条の規定に基づき、公立大学法人三重県立看護大学が達成すべき業務運営に関する目標を定めるため、議決を経るものである。 (平成21年4月1日策定)</p> <p>(主な内容) 公立大学法人三重県立看護大学が達成すべき業務運営に関する目標を定め、法人に指示する。 中期目標の期間 平成21年4月1日～平成27年3月31日 大学の教育研究等の向上に関する目標 1 教育に関する目標 2 研究に関する目標 3 地域貢献等に関する目標 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 運営体制の改善に関する目標 2 教育研究組織の見直しに関する目標 3 人事の適正化に関する目標 4 事務等の効率化・合理化に関する目標 財務内容の改善に関する目標 1 自己収入の増加に関する目標 2 経費の抑制に関する目標 3 資産の運用管理の改善に関する目標 自己点検・評価の実施に関する目標 情報公開等の推進に関する目標 その他業務運営に関する重要目標 1 危機管理に関する目標 2 人権の保護に関する目標 その他の記載事項</p> <p>参 考</p> <p>地方独立行政法人法 (中期目標) 第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。) 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項 四 財務内容の改善に関する事項 五 その他業務運営に関する重要事項 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。 (中期目標等の特例) 第78条 公立大学法人に関する第25条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「3年以上5年以下の期間」とあり、及び同条第2項第1号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「6年間」とする。 2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第25条第2項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。 3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。 4 公立大学法人に関する第26条第4項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第78条第2項に定める事項」とする。</p>